

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第9項の規定に基づき、清水港港湾計画の変更の概要を次のとおり公告する。

平成29年3月31日

清水港港湾管理者 静岡県
代表者 静岡県知事 川勝平太

1 港湾計画の変更の概要

平成16年7月30日付け静岡県公報によりその概要を公告した清水港港湾計画について、変更した事項は、次のとおりである。

(1) 港湾環境整備施設計画（変更）

地区名	種別	面積	備考
新興津・興津	緑地	18.7ヘクタール	(既設)
	魚釣棧橋	1基	(新規)

(2) 土地造成計画（単位：ヘクタール）

用途 地区名	埠頭 用地	港湾関連 用地	交流厚生 用地	交通機能 用地	緑地	合計
新興津・興津	(27)	(17)	(2)	(2)	(17)	(66)
	27	17	2	2	17	66

注1) () は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地造成計画である。

注2) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注3) 今回の変更に係る地区のみ記述した。

(3) 土地利用計画（単位：ヘクタール）

用途 地区名	埠頭 用地	港湾関連 用地	交流厚生 用地	交通機能 用地	緑地	合計
新興津・興津	(56)	(42)	(2)	(8)	(19)	(126)
	56	42	2	8	19	126

注1) () は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画である。

注2) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注3) 今回の変更に係る地区のみ記述した。

2 港湾計画の縦覧の場所

静岡市葵区追手町9番6号 静岡県交通基盤部港湾企画課

静岡市清水区日の出町9番25号 静岡県清水港管理局総務課